

「知的財産による競争力強化・国際標準化専門調査会」検討の方向性
(改定・未定稿)

専門調査会 会長 妹尾堅一郎

【産業に関する情勢認識】

- 産業が、デジタル・ネットワーク技術化ならびにグローバル経済を前提として進展する中で、世界の産業生態系やビジネスモデルは根本から様変わりしている。技術優位性を事業競争力に繋げるためには、グローバル視点に立った上で、産業生態系の変容と多様化（従来異業種とされていた分野同士の「相似と相違」や事業業態の「継続と変化」等）を把握し、その次世代の姿を描きつつビジネスモデルの革新を学習的に展開していくことが求められる。
- この中で日本の産業は「3つの I (アイ)」の第三段階に来ていると認識している。すなわち、イミテーション（模倣・技術導入）、インプルーブメント（改善改良）を終え、イノベーション（モデル創新）の段階に来ている。しかしながら、従来のモデルからの脱却が遅れ、現在、欧米と新興国の共闘的イノベーションモデルに席卷されていることから「技術で勝るが、事業で負ける」状況が深刻化している。
- かつて日本の産業の多くが想定している「世界市場」は G7 先進国の中産階級以上の 7 億人から 10 億人であった。そこでは「国内競争による製品の切磋琢磨と製品輸出モデル」が有効であったが、現在の「世界市場」は G20+BOP（低開発国）による 40～50 億人の世界を指す。この規模の違いは、従来の「国際化と輸出」モデルではなく、またグローバル化という進行形の話でもない。「既にグローバル化した市場を前提にした産業戦略や産業政策」が必要なことを意味している。
- このような変化の中で特記すべきは、日本がかつて得意とした「既存商品分野の改善改良モデル」が限界となったことばかりではない。イノベーションによる競争力強化を狙っても「既存分野フルセット垂直統合型クローズドモデル」だけでは難しく、また「技術起点型イノベーション」モデルだけでは立ちゆかない。
- 各国は、次世代の社会価値を大胆に想定し、それを実現するためのイノベーション戦略を国と企業の多様な連携の中で動かしている。ビジネスモデル

については、技術開発にせよ、市場開発にせよ、オープンにする領域とクローズにすべき領域をしっかりとデザインして、それを学習的に進化させる動きが主流となっている（オープン&クローズドモデル）。

- 新しい産業モデル、ビジネスモデルに対応する知的財産マネジメントの果たす役割も急激に様変わりしている。特許制度導入当初に想定していたのは、例えば薬品等のように個々の産業分野の中での競争において既存の商品形態の製品を少数特許で排他的に独占するという、特許が直接的にビジネスモデルを支えるケースであった。しかし、今やそれらは古典的とも呼べるような限定的なモデルになっている。むしろ、スマートフォンを巡る産業のように、ハードウェア、ソフトウェア、コンテンツ、サービス等を包括する産業生態系が動き、その中でどのレイヤーを主軸にどのレイヤーまでカバーすべきか・すべきでないか、という判断が今の多くの事業には求められる。そういう中での知財マネジメントはもはや古典モデルを前提とするだけでは対処できなくなっている。

【知財政策に関する情勢認識】

- 知財政策に関しては、3つの「二分法」の限界があると認識している。
 - 第一は、知財権＝参入障壁、国際標準化＝参入促進という二分法の限界である。現在、例えば知財権を参入促進に使うと共に、国際標準化を障壁に使うというビジネスモデルも多数開発されている。
 - 第二は、大企業＝グローバル、中小企業＝国内という議論である。しかし、多くの中小企業はグローバル市場の波にさらされている。
 - 第三は、コンテンツ＝著作権、ものづくり＝テクノロジー＝産業財産権という縦割りの考え方の限界である。例えばハードウェアの多くは機器類をはじめとして今や電子制御が基本であり、ソフトウェア＝アルゴリズムは著作権の世界である。またコンテンツ産業をとりまく産業生態系の多くはテクノロジーを前提にしている。これらの「二分法」を前提にした産業政策の限界を踏まえ、それを超える政策を検討し、より将来を見通して先手を打っていく必要がある。
- グローバル経済においては、ビジネスにおける地理的・時間的な制約がなくなる。しかし、知財制度は各国毎に設定されている。この制度の違いが、日本企業のグローバル市場の円滑な事業展開を妨げることのないようグローバル知財システムの構築が構築されることが重要である。つまり、従来の先進国間の知財システムの共通化を進めることに加え、新興国の「知財先進国

化」を支援することが極めて重要となる。

このとき、微妙に異なる先進国の知財システムのうち、どれに準拠して「知財先進国化」を進めるかが、さらに重要となる。日本の知財システム自体が他先進国に比して魅力あるものになり、新興国をはじめ各国の準拠するものになれば、日本企業の競争力は間接的・相対的に強化されることとなる。

この点を踏まえ、日本の制度が国内の法的整合性のみを重視することなく、産業政策的な観点からも前進していくことが望まれる。

【本専門調査会における検討の方向性】

- こうした背景認識に基づき、
 - ①グローバルな企業活動を支援する産業政策への知財戦略の貢献とそれを実現する知財システムの構築
 - ②中堅大企業や中小・ベンチャー企業等における知財マネジメントの強化支援
- を中心として知的財産にかかる政策課題を整理し、知的財産推進計画 2013 や次の10年を見据えた知的財産政策ビジョンの策定・実行に取り組むべきである。

【本専門調査会の検討の運営について】

- 今年度の本専門調査会は二つの大きな使命を持っている。第一は、例年と同じく「知財推進計画 2013」策定に向けた検討とそれに基づく本部会への提言を行うことである。第二は、知財立国 10 年を踏まえ「10 年の総括、今後 10 年の展望」を策定するための検討を行うことである。これについては、具体的な検討を行う政策ビジョン検討 WG を「コンテンツ強化専門調査会」と共同で立ち上げてあるので、そこでの検討に向けてのご意見・ご提言を伺うことも、これまた大きな役目である。
- 第一の使命については、例年どおり、当面火急速やかに対処すべき短期の具体的計画を主として策定するが、第二の使命と関連させて長期に向けての布石を打つことも、これまた検討していくことが必要である。本調査会の検討はこの両者を整理しながら進めていくこととしたい。

なお、本専門調査会は、内閣に設置された知財戦略本部の調査会であることから、各府省の政策・施策の追認機関ではなく、司令塔的役割を担っている。その点を踏まえ、大所高所長期の観点から、また府省俯瞰的横断的な観点からの先導的政策を検討していくこととしたい。